## 損益計算書の注記事項

当期総損失のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下の通りです。

① 国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

| | |
|---|---|
| 附属病院に関する借入金の元金償還額 | 1,113,711,450円 |
| 当該借入金により取得した資産の減価償却費 | 1,311,541,539円 |
| 当期総損失に与える影響額（差引き） | △ 197,830,089円 |
| 合計 | △ 197,830,089円 |

## キャッシュ・フロー計算書の注記事項

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 8,622,980,332円 |
| 定期預金 | △ 4,363,000,000円 |
| 資金期末残高 | 4,259,980,332円 |

2．重要な非資金取引

⑴ 無償譲与の受入による資産の取得

| | |
|---|---|
| 建物 | 2,087,640円 |
| 工具器具備品 | 137,046,657円 |
| 図書 | 9,513,952円 |
| 合計 | 148,648,249円 |

⑵ ファイナンス・リースによる資産の取得

| | |
|---|---|
| 工具器具備品 | 556,023,224円 |
| 医療用機器 | 2,813,073,882円 |
| 合計 | 3,369,097,106円 |

⑶ 負担付贈与による資産の取得

| | |
|---|---|
| 建物 | 427,835,088円 |
| 構築物 | 15,127,344円 |
| 合計 | 442,962,432円 |

## 重要な債務負担行為

| 債務負担行為の名称 | 翌期以降支払金額 |
|---|---|
| 1．附属病院中診・外来棟改修その他工事 | 2,067,110,000円 |
| 2．附属病院中診・外来棟改修その他電気設備工事 | 759,230,000円 |
| 3．附属病院中診・外来棟改修その他機械設備工事 | 1,438,550,000円 |
| 4．（杉谷）総合研究棟（医学系）改修工事 | 844,506,000円 |
| 5．（杉谷）総合研究棟（医学系）改修電気設備工事 | 274,573,000円 |
| 6．（杉谷）総合研究棟（医学系）改修機械設備工事 | 569,874,200円 |
| 7．富山大学設備保全等業務 | 662,659,392円 |
| 8．キャンパス情報ネットワークシステム | 89,640,000円 |
| 9．什器類 | 82,080,000円 |
| 10．ScienceDirect®の利用（電子ジャーナル） | 57,306,902円 |
| 11．情報システム（リース契約） | 629,424,000円 |
| 12．病院総合情報システム（リース契約） | 2,229,638,400円 |
| 13．医事会計システム（リース契約） | 309,258,000円 |

## 固定資産の減損に関する注記事項

減損の兆候が認められた固定資産

1　古府宿舎（土地）

⑴ 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

① 用途　福利厚生用
② 種類　土地
③ 場所　富山県高岡市
④ 帳簿価額　119,700,000円

⑵ 認められた減損の兆候の概要

・当該土地の上に建築されている宿舎の入居者数が承継時に想定した年間入居者数と比較して減少し、当該宿舎の稼働率が著しく低下しているため、減損の兆候があるものと判断しました。

⑶ 「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」（以下「減損会計基準」という）「第４減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠

・当該宿舎は現在、稼働率・入居率が低下していますが、保守管理が恒常的に行われていることから減損を認識していません。

2　古府宿舎（建物、建物附属設備及び構築物を含む）

⑴ 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

① 用途　福利厚生用
② 種類　建物（建物附属設備及び構築物を含む）
③ 場所　富山県高岡市
④ 帳簿価額　53,737,318円

⑵ 認められた減損の兆候の概要

・当該宿舎の入居者数が承継時に想定した年間入居者数と比較して減少し、当該宿舎の稼働率が著しく低下しているため、減損の兆候があるものと判断しました。

⑶ 減損の兆候の有無について、減損会計基準「第３減損の兆候」３に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

・当該宿舎に附帯している建物附属設備である給水設備等が一体として使用されているためです。

⑷ 減損会計基準「第４減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠

・当該宿舎は現在、稼働率・入居率が低下していますが、保守管理が恒常的に行われていることから減損を認識していません。